

石川県水道水質管理計画

平成 5 年 1 2 月策定

(令和 8 年 4 月改定)

石 川 県

目 次

1	基本方針	
(1)	目 的	1
(2)	水質検査	1
(3)	水質監視	1
(4)	水質管理の役割分担	2
2	水質検査に関する事項	
(1)	水質検査に係る計画	3
(2)	検査施設の整備	4
3	水質監視に関する事項	
(1)	水質監視地点	8
(2)	水質監視する項目の検査	8
(3)	監視頻度	8
(4)	検査実施主体	8
4	その他の事項	
(1)	連絡調整体制に関する基本方針	11
(2)	検査担当者の技術向上に関する事項	11
(3)	精度管理及び信頼性保証に関する計画	12
(4)	水質検査結果の公表	12
(5)	その他	12
<参考>		
別表 1	水質基準項目	13
別表 2	水質管理目標設定項目	15
別表 3	管理有用項目	20
別表 4	要検討項目	21
別表 5	水道水源数及び年間取水量	22
別表 6	水道法第 20 条第 3 項に基づく国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関（石川県を水質検査を行う区域としている機関）	22
別 紙	<様式－ 1 > 飲料水健康危険情報報告書	24

石川県水道水質管理計画

1 基本方針

(1) 目 的

この計画は、「水道法」（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）及び「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）に基づき、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）の水質検査及び水質監視に係る体制並びに検査施設の整備等を定めることにより、本県の水道水質管理の徹底を図り、もって将来にわたり安全で信頼できる水道水の供給を目指すものである。

(2) 水質検査

水質基準項目（※ 1）及び水質管理目標設定項目（※ 2）の検査は、水道事業者等が自ら又は共同で水質検査の実施が図られるよう、その体制整備を進めることを原則とする。

ただし、自ら又は共同で水質検査体制を整備することが困難な水道事業者等においては、法第 20 条第 3 項の規定に基づく国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関（以下「大臣登録検査機関」という。）への委託により実施する。

また、水道事業者等は、工程管理上必要となる検査等水質管理や突発的な水質汚染時等における危機管理に適切に対応するため、水質管理や危機管理マニュアルを作成するなどにより管理体制を整備するものとする。

※ 1 「水質基準項目」とは、省令で定められている項目（別表 1 参照）

※ 2 「水質管理目標設定項目」とは、厚生労働省通知（平成 15 年 10 月 10 日付健発第 1010004 号）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」において、水質基準を補完するものとして示された項目（別表 2 参照）

(3) 水質監視

水質監視は、大規模に取水しているダムや河川並びに取水する地域を代表する地下水を水道水源とする地点において、体系的・組織的に、各水道事業者等が主体となって監視するものとし、長期的に安全で安定した給水体制の確立を図るものとする。

なお、水質監視する項目は、水質管理目標設定項目を原則とする。また、管理有用項目（※ 3）及び要検討項目（※ 4）についても、地域の実情に応じて必要となる項目の検査を適宜実施するものとする。

※ 3 「管理有用項目」とは、厚生労働省課長通知（平成 4 年 12 月 21 日付衛水第 270 号）「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」において、原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用として示された項目（別表 3 参照）

- ※4 「要検討項目」とは、厚生労働省課長通知（平成4年12月21日付衛水第270号）「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」において、毒性評価が定まらない若しくは浄水中の存在量不明等の理由から、水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できないが、原水の状況を把握し、データの蓄積が必要であるとして整理された項目（別表4参照）

（4）水質管理の役割分担

ア 県（環境政策課）

- ① 水質管理計画の策定及び推進
- ② 水道事業者等、大臣登録検査機関及び公的検査機関（県保健環境センター、県保健所）との連絡調整
- ③ 行政上必要な水質検査の計画・立案及び水質監視に係る検査結果の取りまとめ等

イ 県保健所

- ① 管内所管の水道事業者等に対する立入検査等による水質管理指導
- ② 行政上必要な水道水の一部の項目検査の実施

ウ 県保健環境センター

- ① 行政上必要な水道水水質検査の実施
- ② 県保健所において検査できない項目の受託検査の実施
- ③ 水質検査の内部精度管理の実施及び外部精度管理への参加

エ 金沢市（健康政策課及び保健所）

市内の民営簡易水道及び専用水道に対する立入検査等による水質管理指導

オ 市（金沢市を除く）

市内の民営簡易水道及び専用水道に対する立入検査等による水質管理指導

カ 検査施設を整備している水道事業者

- ① 事業年度ごとに水質検査計画の策定
- ② 水質基準項目、水質管理目標設定項目及び管理有用項目に係る検査の実施と浄水工程の水質管理
- ③ 水質検査の内部精度管理の実施及び外部精度管理への参加

キ 検査施設を整備していない水道事業者等

- ① 事業年度ごとに水質検査計画の策定
- ② 水質検査計画に基づく検査の大臣登録検査機関への委託実施と浄水工程の水質管理

ク 大臣登録検査機関

- ① 水質基準項目、水質管理目標設定項目、管理有用項目及び要検討項目に係る検査の実施
- ② 水質検査の内部精度管理の実施及び外部精度管理への参加

2 水質検査に関する事項

(1) 水質検査に係る計画

水道事業者等は、次に掲げる事項に基づき水質検査を実施する。

なお、水質基準に関する項目に係る検査は、表－１に示す自己検査及び大臣登録検査機関への委託により行う。

ア 検査等の種類

- ① 水道事業の認可及び専用水道の確認等の申請に必要な水質試験
(法第 7 条、第 10 条、第 27 条、第 30 条、第 33 条)
- ② 給水開始前の水質検査 (法第 13 条)
- ③ 水道水の供給を受ける者からの請求による水質検査 (法第 18 条)
- ④ 定期及び臨時の水質検査 (法第 20 条)
- ⑤ 水道原水の水質検査及び水源水質調査
(平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号厚生労働省通知)
- ⑥ その他水道に関する調査及び管理に必要な水質検査等
(水質管理目標設定項目検査、水道用薬品注入による浄水付加物質試験、水道資機材による浸出液試験等)

イ 水質検査計画の策定

水道事業者等は、前記ア④の検査に当たっては、毎事業年度の開始前に、採水地点、検査項目及び検査回数を主な内容とする水質検査計画を策定（法施行規則第 15 条第 6 項、7 項）し、需要者に対し公表（同規則第 17 条の 5）しなければならない。

ウ 採水場所

- ① 原水
原則として 1 原水につき 1 地点以上とすること。ただし、複数の水源で水質が類似していると明らかに判断される場合は、これら原水が浄水場前で合流する着水井等で採水することができること。
- ② 浄水
各浄水場系統又は配水系等ごとに 1 地点以上とし、その系統の末端給水栓とすること。ただし、表－２に示すとおり、検査項目によっては、給水栓以外で全体的な水質が判明できる地点（浄水池、配水池等）で採水することができること。

エ 水質基準項目等の検査（別表 1 参照）

- ① 原水
消毒副生成物を除いた水質基準項目について、原則として、年 1 回以上検査を行い、必要に応じて検査項目を限定し、検査回数を増加すること。
- ② 浄水
色（色度）、濁り（濁度）及び消毒の残留効果（残留塩素）は、毎日 1 回以上検査（自動測定機器による連続測定も可）すること。
また、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度（以上「省略不可項目」という。）については、毎月 1 回検査を行い、他の項目は、原則として 3 か月に 1 回検査を行うこと。

ただし、省略不可項目を除いた項目の検査は、表－２に示すとおり、過去（概ね３年間）の検査結果で検出値が低く、かつ、原水（水源）及びその周辺の状況並びに薬品等資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、１年に１回または３年に１回まで省略することができること。

オ 水質管理目標設定項目の検査（別表２参照）

水質管理目標設定項目の検査は、水質基準に係る検査に準じて、原水及び浄水の代表的な地点において概ね３か月に１回以上行うことが望ましいが、水源の種別や使用資機材及び使用薬品に着目した水質管理に活用する観点から、水道事業等ごとに検査地点、検査項目及び検査回数を設定するものとする。

また、従属栄養細菌は、給水区域ごとの定期的な測定により、異常な増加が生じてないかを確認し、水質管理上の指標として、浄水処理過程や消毒課程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用し、情報の蓄積に努めるものとする。

なお、水質管理目標設定項目のうち、農薬類については、水源地域の状況及び農薬使用量を勘案して、検査成分を限定することができるものとする。

カ 管理有用項目の検査（別表３参照）

管理有用項目の検査は、原水の汚染の程度を把握し、浄水工程に活用する観点から、水道事業等ごとに検査地点、検査項目及び検査回数を設定するものとする。

特に、水道水中のクリプトスポリジウム原虫等耐塩素性病原微生物対策の観点から、同原虫による汚染のおそれのある原水については、平成１９年３月３０日付健水発第０３３０００５号厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」にしたがって、指標菌とされる大腸菌及び嫌気性芽胞菌検査を汚染のおそれの程度に応じ３か月に１回、クリプトスポリジウム等検査を年１回以上、水質検査計画を立てて行い、定量的なデータの集積に努めるものとする。

（２）検査施設の整備

ア 毎日検査に要する検査機器

水道事業者等は、毎日検査（色、濁り、残留塩素）に要する検査機器を整備するものとする。

なお、色及び濁りについては目視による測定、残留塩素については簡易残留塩素計による測定とすることができるが、可能なかぎり自動測定機器による連続測定に努めるものとする。

イ 水質基準項目等検査に要する検査機器

県水道用水供給事業者、金沢市水道事業者、大臣登録検査機関及び県保健環境センターにおいては、水質基準項目及び水質管理目標項目等の検査が可能となるよう、必要な検査機器を整備するものとする。

また、県及び金沢市を除いた水道事業者等においても、自ら又は共同で水質基準項目の検査が可能となるよう必要な検査機器の整備に努めるものとする。

表－１ 水質基準に関する項目に係る水質検査体制

(令和８年４月１日現在)

市町名	水道事業名	事業数	検査の委託の状況	今後の方針
金沢市	金沢市上水道	1	別表１中 4, 10, 15, 20, 23, 25, 27, 29, 32, 42, 45, 46 の項目（12 項目） 別表２中 9, 13, 14, 15, 19 22 の項目（6 項目）	現状に同じ
	民営簡易水道	5	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	専用水道	55	毎日検査以外の項目	現状に同じ
七尾市	七尾市上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	民営簡易水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	専用水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
小松市	小松市上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	小松市簡易水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	専用水道	4	毎日検査以外の項目	現状に同じ
輪島市	輪島市上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	輪島市簡易水道	4	毎日検査以外の項目	現状に同じ
珠洲市	珠洲市上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
加賀市	加賀市上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	専用水道	8	毎日検査以外の項目	現状に同じ
羽咋市	羽咋市上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
かほく市	かほく市上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
白山市	白山市上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	白山市簡易水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	民営簡易水道	39	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	専用水道	14	毎日検査以外の項目	現状に同じ
能美市	能美市上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
野々市市	野々市市上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	専用水道	6	毎日検査以外の項目	現状に同じ
川北町	川北町簡易水道	14	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	専用水道	4	毎日検査以外の項目	現状に同じ
津幡町	津幡町上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
内灘町	内灘町上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	専用水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
志賀町	志賀町上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
宝達志水町	宝達志水町上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	民営簡易水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
中能登町	中能登町上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
穴水町	穴水町上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
	民営簡易水道	3	毎日検査以外の項目	現状に同じ
能登町	能登町上水道	1	毎日検査以外の項目	現状に同じ
石川県水道用水供給事業		1	別表１中 20 の項目 別表２中農薬類の一部 の農薬	現状に同じ
計		181		
事業別	上水道	18		
	公営簡易水道	20		
	民営簡易水道	49		
	専用水道	93		
	水道用水供給	1		
計		181		

表－２ 水質基準項目検査に係る採水場所及び検査回数等

(令和８年４月１日現在)

No	項 目 名	基準値 (単位：mg/L)	1 採水場所		2 検査回数						3 検査項目別の省略の可・不可						
			(1) 給水栓 以外で 不 可	(2) 浄水 施設 出口 ・送配 水施設	(1) 1日1回	(2) 月1回	(3)		(3) 3か月 に1回	検査回数減が可 過去3年間の結果 が、基準値の1/5 以下なら年1回、 基準値の1/10以 下なら3年に1回	(1) 不 可	(2) 以下を検討のうえ、省略可 過去の結果が基準値の1/2以下 かつ、 原水・資 水源・機 材の使 周 辺 状 況 用状況	① 薬品・資 機材の使 用状況	② 地下水が 水源のと きの近傍 の状況	③ 停滞水が 水源のと き薬類の 発生状況	(3) 基準値の1/5 以下であ り、濃度上 昇がないこ とが明らか な水道用水 供給事業等 からの水の みを受水(比 較のため、 概ね3年に 1回程度検 査)	
							① 自 動 連 続 測 定 の 場 合 3か月 に1回	② 薬 類 の 発 生 時 期 の み 月1回									
a	色	異常でない	○		○						○						
b	濁り	異常でない	○		○						○						
c	消毒の残留効果(残留塩素濃度)	0.1以上(遊離)	○		○						○						
1	一般細菌	100個／mL	○			○					○						
2	大腸菌	不検出	○			○					○						
3	カドミウム及びその化合物	0.003		○							○		○				
4	水銀及びその化合物	0.0005		○							○		○				
5	セレン及びその化合物	0.01		○							○		○				
6	鉛及びその化合物	0.01	○								○			○			
7	ヒ素及びその化合物	0.01		○							○		○				
8	六価クロム化合物	0.02	○								○			○			
9	亜硝酸態窒素	0.04		○					◆		(○)	○					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○						○		(○)	○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		○					◆		(○)	○					
12	フッ素及びその化合物	0.8		○							○		○				
13	ホウ素及びその化合物	1.0		○							○	(○)海水 を原水	○				
14	四塩化炭素	0.002		○							○				○		
15	1, 4-ジオキサン	0.05		○							○				○		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04		○							○				○		
17	ジクロロメタン	0.02		○							○				○		
18	テトラクロロエチレン	0.01		○							○				○		
19	トリクロロエチレン	0.01		○							○				○		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペ ルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005		○							■						○
21	ベンゼン	0.01		○							○				○		
22	塩素酸	0.6	○						○		○						
23	クロロ酢酸	0.02	○						○		○						
24	クロロホルム	0.06	○						○		○						
25	ジクロロ酢酸	0.03	○						○		○						
26	ジブロモクロロメタン	0.1	○						○		○						
27	臭素酸	0.01	○						○		○	(○)消毒を 次亜塩	○				
28	総トリハロメタン	0.1	○						○		○						
29	トリクロロ酢酸	0.03	○						○		○						
30	ブロモジクロロメタン	0.03	○						○		○						
31	ブロモホルム	0.09	○						○		○						
32	ホルムアルデヒド	0.08	○						○		○						
33	亜鉛及びその化合物	1.0	○								○			○			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	○								○			○			
35	鉄及びその化合物	0.3	○						◆		(○)	◆		(○)			
36	銅及びその化合物	1.0	○								○			○			
37	ナトリウム及びその化合物	200		○							○			○			
38	マンガン及びその化合物	0.05	○								○			○			
39	塩化物イオン	200	○			○	○				○						
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300		○					◆		(○)	◆	(○)				
41	蒸発残留物	500		○							○			○			
42	陰イオン界面活性剤	0.2		○							○			○			
43	ジェオスミン	0.00001	○					○									○
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	○					○									○
45	非イオン界面活性剤	0.02		○							○			○			
46	フェノール類	0.005		○							○			○			
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○			○	○							○			
48	pH値	5.8～8.6	○			○	○				○						
49	味	異常でない	○			○	○				○						
50	臭気	異常でない	○			○	○				○						
51	色度	5度以下	○			○	○				○						
52	濁度	2度以下	○			○	○				○						
合 計 (5 2 項目)			(定期検査)	30	22		9	7	2	16	25 (4)	22 (2)	13 (1)	5 (1)	7	2	1
			(毎日検査)	3			3					3					
「県指導」による定期検査追加項目										4		2					

【摘要】 1 それぞれの定期検査(月1回、3か月に1回、年1回、3年に1回)で、水道法施行規則による省略不可項目は20項目である。
2 ◆印(9 亜硝酸態窒素、11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、35 鉄及びその化合物、40 カルシウム・マグネシウム等(硬度))は、性状及び検出推移を把握することが望ましいことから、県指導により、原則として「検査回数の減及び省略を不可」とし、水道法施行規則の規定を適用しないこととする。
3 ■印(20 PFOS及びPPFOA)は、上水道及び水道用水供給事業については、令和10年度までは適用されない。また、簡易水道及び専用水道については、施行日(令和8年4月1日)前の検査結果など条件を満たせば、回数の省略が可能となる。(詳細は、環境省資料「水質基準に関する省令改正の概要について」(令和7年8月)を参照)

表－３ 水源種別等に着目した水質管理目標設定項目検査

(令和８年４月１日現在)

項 目		目標値（暫定値）	原 水		浄水	備 考
			河川水	地下水		
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L 以下	○	○		
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L 以下（暫定）	○	○		
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L 以下			○	
4	－	－	－	－	－	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		○		
6	－	－	－	－	－	
7	－	－	－	－	－	
8	トルエン	0.4mg/L 以下		○		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	○	○		
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下			○	二酸化塩素 注入時に限 る
11	－	－	－	－	－	
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下			○	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下(暫定)			○	
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下(暫定)			○	
15	農薬類（農薬として、120 項目）	検出値と目標値の比の和と して、1 以下	○	○		地域状況を 勘案し選択
16	残留塩素	1mg/L 以下			○	毎日検査項 目と重複
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L 以上、100mg/L 以下	○	○	○	基準項目と 重複
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L 以下	○	○	○	
19	遊離炭酸	20mg/L 以下	○	○	○	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	○	○		
21	メチル-ｔ-ブチルエーテル	0.02mg/L 以下		○		
22	有機物等 （過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L 以下	○	○	○	
23	臭気強度（TON）	3 以下	○	○	○	
24	蒸発残留物	30mg/L 以上、200mg/L 以下	○	○	○	基準項目と 重複
25	濁度	1 度以下	○	○	○	
26	pH 値	7.5 程度	○	○	○	
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1 程度以上とし、極力ゼロ に近づける	○	○	○	
28	従属栄養細菌	1mL の検水で形成される集落 数が 2,000 以下（暫定）	○	○	○	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		○		
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.1mg/L 以下			○	基準項目と 重複

3 水質監視に関する事項

(1) 水質監視地点

県内の水道の年間総取水量は、約 1 億 5 千万 m^3 であり、そのほとんどが水道用水供給事業及び上水道事業により取水されている。（別表 5 「水道水源数及び年間取水量」参照）

また、総取水量に対する水源種別の内訳は、ダム水や河川水等表流水が約 7 割、深井戸水等地下水その他が約 3 割となっている。

このようなことから、水質監視地点は、水道用水供給事業及び上水道事業に係る水利権水量の多いダムや河川水並びに広範囲にわたり多量に取水している深井戸水源を次の点に留意して選定するものとし、表－4 に示すとおり 24 地点（図－1 「水質監視地点」参照）とする。

ア 県下全域を広域に監視するため 1 事業体毎に、原則、水質監視地点を 1 水源以上とする。

イ 水源にダム水が用いられている場合には、原則、水質監視地点とする。

(2) 水質監視する項目の検査

ア 検査項目

水質監視に係る検査項目は、水質管理目標設定項目（別表 2、ただし、残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く。）とし、消毒副生成物を除いた項目は、監視地点の原水について、また、消毒副生成物に係る項目は、当該原水に係る浄水場の配水区の末端給水栓について検査を実施する。

また、水質管理目標設定項目のうち、農薬類については、当該監視地点の水源地域の状況及び農薬使用量を勘案して、農薬成分を選定し検査するものとする。

イ 検査実施が望ましい項目

水質監視に係る検査時には、原水の水質基準項目検査（別表 1、ただし、消毒副生成物に係る項目は除く。）及び管理有用項目（別表 3）も併せて実施するよう努めるものとする。

また、要検討項目（別表 4）は、試験方法等の知見を勘案しながら、地域の実情に応じて必要となる項目の検査を適宜実施するよう努めるものとする。

(3) 監視頻度

水質監視の検査頻度は、原則として年 1 回以上実施するものとする。

ただし、検査結果により更に監視が必要と判断された場合には、検査回数を増加するものとする。

(4) 検査実施主体

ア 県水道用水供給事業及び金沢市水道事業

各監視地点の原水及び浄水について自ら検査を実施する。

なお、自ら検査を実施できない水質項目については、水質検査体制が整備されるまでの間、大臣登録検査機関への委託により当該項目の水質検査を実施する。

表－４ 水質監視に関する計画

水源 種別	水源名	地点 番号	水質監視地点及び その所在地	実施主体	水質監視の頻度			水質検査の 実施状況
					水質管理目 標設定項目	管理有用 項目	要検討 項目	
表 流 水	手取川ダム (石川県水道用水供給事業水源)	1	手取川第一発電所放流口 白山市東二口子 4	石川県水道用水 供給事業	年 4 回以上	年 4 回 以上	年 1 回 以上	自己及び 大臣登録 検査機関
	手取川 (石川県水道用水供給事業水源)	2	鶴来浄水場取水口 白山市中島町ニ 20		年 4 回以上	年 4 回 以上	年 1 回 以上	
	犀川ダム (金沢市上水道水源)	3	末浄水場取水口 金沢市末町 1-1	金沢市水道事業	年 2 回以上	年 2 回 以上	年 1 回 以上	自己及び 大臣登録 検査機関
	内川ダム (金沢市上水道水源)	4	犀川浄水場取水口 金沢市末町 15-60		年 2 回以上	年 2 回 以上	年 1 回 以上	
	河原田川 (輪島市上水道水源)	5	輪島市浄水場取水口 輪島市河井町 21-1	輪島市水道事業	年 1 回以上	年 1 回	—	大臣登録 検査機関
	八ヶ川ダム (八ヶ川) (輪島市上水道水源)	6	地原浄水場取水口 輪島市門前町地原 9-7		年 1 回以上	年 1 回	—	
	熊木川 (七尾市上水道水源)	7	河内浄水場取水口 七尾市中島町河内乙部 34	七尾市水道事業	年 1 回以上	年 1 回	年 1 回	大臣登録 検査機関
	九谷ダム (大聖寺川) (加賀市上水道水源)	8	山中浄水場取水口 加賀市山中温泉栢野町へ 25	加賀市水道事業	年 1 回以上	年 1 回	年 1 回	大臣登録 検査機関
	小又川 (穴水町上水道水源)	9	穴水町浄水場取水口 穴水町字地藏坊イ-1	穴水町水道事業	年 1 回以上	年 1 回	年 1 回	大臣登録 検査機関
	小屋ダム (鶴飼川) (珠洲市上水道水源)	10	宝立浄水場取水口 珠洲市宝立町柏原 38-124	珠洲市水道事業	年 1 回以上	年 1 回	—	大臣登録 検査機関
	九里川尻川 (能登町上水道水源)	11	内浦浄水場取水口 能登町時長 33-2	能登町水道事業	年 1 回以上	年 1 回	—	大臣登録 検査機関
地 下 水	上清水系水源井戸 (小松市上水道水源)	12	上清水 7 号井 能美市上清水町ホ 33	小松市水道事業	年 1 回	年 1 回	—	大臣登録 検査機関
	高階水源井戸 (七尾市上水道水源)	13	高階 2 号水源 七尾市西三階町エ部 44-2	七尾市水道事業	年 1 回	年 1 回	年 1 回	大臣登録 検査機関
	津幡町水源井戸 (津幡町上水道水源)	14	1 号水源井 津幡町加賀爪ハ 108	津幡町水道事業	年 1 回	年 1 回	—	大臣登録 検査機関
	羽咋水源井戸 (羽咋市上水道水源)	15	南部 5 号井 羽咋市栗生町シ 102-2	羽咋市水道事業	年 1 回	年 1 回	年 1 回	大臣登録 検査機関
	野々市市水源井戸 (野々市市上水道水源)	16	東部 1 号井戸 野々市市高橋町 3-33	野々市市水道事業	年 1 回	年 1 回	年 1 回	大臣登録 検査機関
	内灘水源井戸 (内灘町上水道水源)	17	アカシア 3 号井戸 内灘町向栗崎ヌ 2-2	内灘町水道事業	—	—	—	H22.5 月末 から休止
	志賀町水源井戸 (志賀町上水道水源)	18	第 1 水源 志賀町末吉井の 10	志賀町水道事業	年 1 回	年 1 回	—	大臣登録 検査機関
	高松水源井戸 (かほく市上水道水源)	19	高松 9 号井 かほく市二ツ屋マ 1-7	かほく市水道事業	年 1 回	年 1 回	—	大臣登録 検査機関
	寺井配水区水源井戸 (能美市上水道水源)	20	寺井 2 号水源井戸 能美市新保町 154	能美市水道事業	年 1 回	年 1 回	年 1 回	大臣登録 検査機関
	宝達志水町森本水源井戸 (宝達志水町上水道水源)	21	森本水源池 宝達志水町森本は 109 番地 3	宝達志水町水道事業	年 1 回	—	—	大臣登録 検査機関
	中能登町水源井戸 (中能登町上水道水源)	22	春木 3 号水源 中能登町大槻ワ部 25-2	中能登町水道事業	年 1 回	—	—	大臣登録 検査機関
	松任給水区水源井戸 (白山市上水道松任給水区水源)	23	松任給水区 1 0 号井 白山市石同新町 195	白山市水道事業	年 1 回	年 1 回	年 1 回	大臣登録 検査機関
	美川給水区水源井戸 (白山市上水道美川給水区水源)	24	美川給水区第 2 水源 白山市美川浜町ヨ 104		年 1 回	年 1 回	年 1 回	

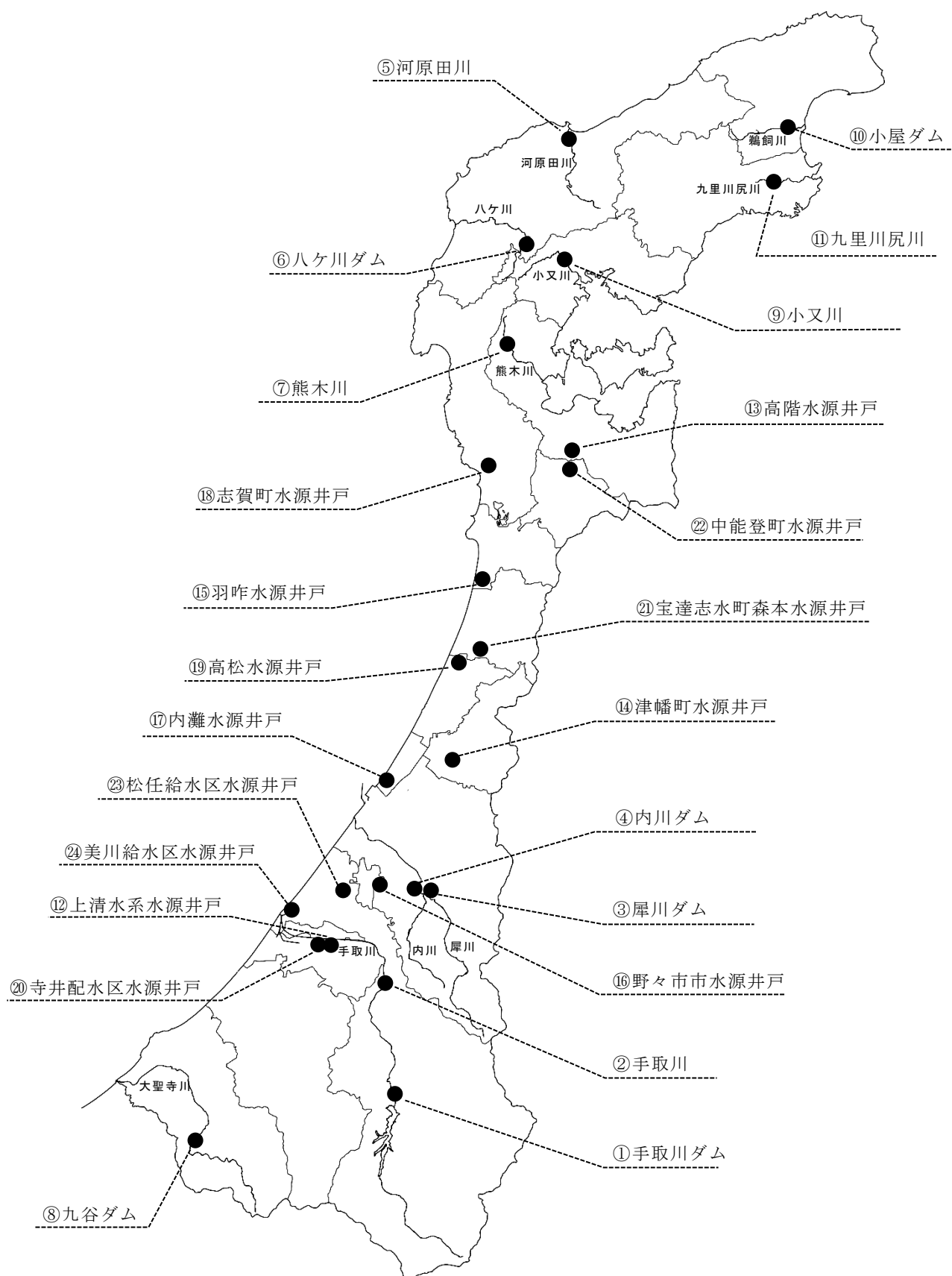
(参考) 1 水質管理目標設定項目のうち、消毒副生成物に関する項目は、当該原水に係る浄水場配水区の末端給水栓で採水し検査する。

なお、検査項目は、実施主体が水源種別及び使用薬品等に着目して選定した項目とする。

2 管理有用項目の検査項目は、県生活環境部が実施する「公共用水域水質測定結果」を活用し、合理的・効率的に行う。

3 要検討項目の検査は、実施主体が検査可能と判断した項目について実施する。

図-1 水質監視地点



イ 検査施設を整備していない水道事業者等

各監視地点の原水及び浄水について、大臣登録検査機関への委託等により水質検査を実施する。

4 その他の事項

(1) 連絡調整体制に関する基本方針

県（環境政策課、保健所、保健環境センター）は、本計画の円滑な実施と推進を図るため、次に掲げる連絡調整体制を構築するなど、水道事業者等及び大臣登録検査機関と密接に連携するとともに、必要に応じて庁内外の関係行政機関等と連絡調整を図っていくものとする。

ア 検査実施状況等の報告

- ① 水道事業者等は、水道水に係る水質検査の結果に基づき、必要に応じて所要の対策を講じるほか、水質検査実施状況を県（環境政策課）へ報告するものとする。
- ② 大臣登録検査機関は、県内の水道事業者等から水質検査を受託し、検査を行ったときは、速やかに検査結果を当該水道事業者等に報告するとともに、必要に応じて当該水道事業を所管する保健所へ通報するものとする。

イ 水質異常時における連絡対応等

水道事業者等は、突発水質汚染時など次に掲げる事態が生じたときは、直ちに県環境政策課又は保健所へ「健康危機管理飲料水対応マニュアル」に定める、別紙＜様式－１＞により通報するものとする。

また、県（環境政策課、保健所）は、当該通報を受けたときは、直ちに同マニュアルに基づき、水道事業者等と連携し、原因の究明及び所要の対策を講ずるものとする。

- ① 水源において魚類等生物に異常がみられたとき
- ② 水道水が汚染され、人の健康に影響があると判断されたとき
- ③ 断減水により水道水に影響があると判断されたとき
- ④ 浄水の水質基準項目検査において、基準値を超えたとき及び水質基準項目のうち人の健康に関連する項目が基準値の７割値を超えるなど水質悪化のおそれがあるとき
- ⑤ 水質管理目標設定項目の検査において、人の健康に関連する項目が目標値を超えたとき
- ⑥ その他水道水に悪影響をおよぼすと認められる事態が生じたとき

(2) 検査担当者の技術向上に関する事項

水道事業者等は、検査担当職員に対して計画的に技術研修を行い、環境省や関係団体等が開催する水質検査に係る各種講習会等に積極的に参加するなど、検査技術者の技術向上に努めるものとする。

また、県（環境政策課、保健環境センター）は、必要に応じて検査技術者の技術水準等の向上を図るための研修会等を行うものとする。

(3) 精度管理及び信頼性保証に関する計画

ア 内部精度管理の実施

検査施設を整備している水道事業者等及び大臣登録検査機関は、検査項目や分析機器ごとに「標準作業手順書」を作成するなど、個々に内部精度管理体制を確立し、検査精度の向上を図るものとする。

イ 外部精度管理の実施と信頼性確保

検査施設を整備している水道事業者等、大臣登録検査機関及び公的検査機関は、環境省や関係団体等が実施する外部精度管理に積極的に参加し、評価を得るなど信頼性の確保に努めるものとする。

(4) 水質検査結果の公表

ア 水道水に係る水質検査結果

水道事業者等は、水道水の水質検査結果を水道の需要者の閲覧に供するなど水道の需要者が当該情報を容易に入手することができる方法で情報提供を行うものとする。

イ 水質監視結果

県（環境政策課）は、水質監視結果を取りまとめ、環境省へ報告するとともに、県内市町に通知する。

なお、環境省では、全国の水質監視結果を取りまとめ、ホームページ等により公表する。

(5) その他

この計画は、計画内容に係る諸条件に変化があった場合等は、必要に応じて適宜見直すものとする。

附 則

- 1 平成5年12月1日から適用する。
- 2 平成10年12月1日から適用する。
- 3 平成12年4月1日から適用する。
- 4 平成15年4月1日から適用する。
- 5 平成17年8月1日から適用する。
- 6 平成20年4月1日から適用する。
- 7 平成21年4月1日から適用する。
- 8 平成22年4月1日から適用する。
- 9 平成26年4月1日から適用する。
- 10 平成28年4月1日から適用する。
- 11 令和2年4月1日から適用する。
- 12 令和3年4月1日から適用する。
- 13 令和4年4月1日から適用する。
- 14 令和5年4月1日から適用する。
- 15 令和6年4月1日から適用する。
- 16 令和8年4月1日から適用する。

別表 1 水質基準項目

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

番号	項目名	基準値 (mg/L)	検査方法
1	一般細菌	集落数が 100/mL 以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法 還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光光度法 水素化物発生-ICP 法
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光光度法 水素化物発生-ICP 法
8	六価クロム化合物	0.02 以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	ICP による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法
14	四塩化炭素	0.002 以下	PT-GC-MS による一斉分析法 HS-GC-MS による一斉分析法
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	PT-GC-MS による一斉分析法 HS-GC-MS による一斉分析法 固相抽出-GC-MS 法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	PT-GC-MS による一斉分析法 HS-GC-MS による一斉分析法
17	ジクロロメタン	0.02 以下	PT-GC-MS による一斉分析法 HS-GC-MS による一斉分析法
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	PT-GC-MS による一斉分析法 HS-GC-MS による一斉分析法
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	PT-GC-MS による一斉分析法 HS-GC-MS による一斉分析法
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として、0.00005 以下	固相抽出-LC-MS 法
21	ベンゼン	0.01 以下	PT-GC-MS による一斉分析法 HS-GC-MS による一斉分析法
22	塩素酸	0.6 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法 LC-MS 法
23	クロロ酢酸	0.02 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS による一斉分析法 LC-MS による一斉分析法
24	クロロホルム	0.06 以下	PT-GC-MS による一斉分析法 HS-GC-MS による一斉分析法
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS による一斉分析法 LC-MS による一斉分析法

番号	項目名	基準値(mg/L)	検査方法
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	PT-GC-MS による一斉分析法 HS-GC-MS による一斉分析法
27	臭素酸	0.01 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法 LC-MS 法
28	総トリハロメタン	0.1 以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに 24 の項、26 の項、30 の項及び 31 の項に掲げる方法
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS による一斉分析法 LC-MS による一斉分析法
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	PT-GC-MS による一斉分析法 HS-GC-MS による一斉分析法
31	ブロモホルム	0.09 以下	PT-GC-MS による一斉分析法 HS-GC-MS による一斉分析法
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS 法 誘導体化-HPLC 法 誘導体化-LC-MS 法
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 フレイム-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 フレイム-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法
36	銅及びその化合物	1.0 以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 フレイム-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 フレイム-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法 イオンクロマトグラフ（陽イオン）による一斉分析法
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	フレイムレス-原子吸光光度計による一斉分析法 フレイム-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法
39	塩化物イオン	200 以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法 滴定法
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	フレイム-原子吸光光度計による一斉分析法 ICP による一斉分析法 ICP-MS による一斉分析法 連続流れ分析 ICP-MS 法による一斉分析法 イオンクロマトグラフ（陽イオン）による一斉分析法 滴定法
41	蒸発残留物	500 以下	重量法
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	固相抽出-HPLC 法 LC-MS 法
43	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名ジェオスミン）	0.00001 以下	PT-GC-MS 法 HS-GC-MS 法 固相抽出-GC-MS 法 SPME-GC-MS 法
44	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	0.00001 以下	PT-GC-MS 法 HS-GC-MS 法 固相抽出-GC-MS 法 SPME-GC-MS 法

番号	項目名	基準値(mg/L)	検査方法
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	固相抽出-吸光光度法 固相抽出-HPLC 法
46	フェノール類	0.005 以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS 法 固相抽出-LC-MS 法
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 以下	全有機炭素計測定法 連続自動測定機器による全有機炭素計測定法
48	pH 値	5.8～8.6	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法
49	味	異常でないこと	官能法
50	臭 気	異常でないこと	官能法
51	色 度	5 度以下	比色法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法
52	濁 度	2 度以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 連続自動測定機器による散乱光測定法 連続自動測定機器による透過散乱法

別表 2 水質管理目標設定項目

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

項目名	目標値(mg/L)	検査方法
アンチモン及びその化合物	0.02 以下	水素化物発生-原子吸光光度法 水素化物発生-ICP 法 ICP-MS 法、連続流れ分析 ICP-MS 法
ウラン及びその化合物	0.002 以下(暫定)	ICP-MS 法、連続流れ分析 ICP-MS 法 固相抽出-ICP 法
ニッケル及びその化合物	0.02 以下	フレイムレス-原子吸光光度法 ICP 法 ICP-MS 法、連続流れ分析 ICP-MS 法
削除	削除	削除
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	PT-GC-MS 法、HS-GC-MS 法
削除	削除	削除
削除	削除	削除
トルエン	0.4 以下	PT-GC-MS 法、HS-GC-MS 法
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	溶媒抽出-GC-MS 法
亜塩素酸	0.6 以下	イオンクロマトグラフ法 イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法 液体クロマトグラフ-質量分析法
削除	削除	削除
二酸化塩素	0.6 以下	イオンクロマトグラフ法 イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
ジクロロアセトニトリル	0.01 以下(暫定)	溶媒抽出-GC-MS 法
抱水クロラル	0.02 以下(暫定)	溶媒抽出-GC-MS 法
農薬類(注)	検出値と目標値の比の和が 1 以下	農薬ごとに定められた方法による
残留塩素	1 以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法 電流法 吸光光度法 連続自動測定機器による吸光光度法 ポーログラフ法 携帯型残留塩素計測定法
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 以上 100 以下	フレイム-原子吸光光度法 ICP 法 ICP-MS 法、連続流れ分析 ICP-MS 法 イオンクロマトグラフ法 滴定法
マンガン及びその化合物	0.01 以下	フレイムレス-原子吸光光度法 ICP 法 ICP-MS 法、連続流れ分析 ICP-MS 法
遊離炭酸	20 以下	滴定法
1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	PT-GC-MS 法、HS-GC-MS 法
メチル-t-ブチルエーテル	0.02 以下	PT-GC-MS 法、HS-GC-MS 法
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	滴定法
臭気強度(TON)	3 以下	官能法
蒸発残留物	30 以上 200 以下	重量法
濁度	1 度以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 散乱光測定法 透過散乱法
pH 値	7.5 程度	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法
腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける	計算法
従属栄養細菌	集落数が 2,000/mL 以下(暫定)	R2A 寒天培地法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	PT-GC-MS 法、HS-GC-MS 法
アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	フレイムレス-原子吸光光度法 ICP 法 ICP-MS 法、連続流れ分析 ICP-MS 法

注：農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

番号	項目名	用途	目標値(mg/L)	検査方法
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D) 注 1)	殺虫剤	0.06	PT-GC-MS 法 HS-GC-MS 法
2	2,2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08	LC-MS 法
3	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.02	固相抽出-誘導体化-GC-MS 法 固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
4	EPN 注 2)	殺虫剤	0.004	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
5	MCPA	除草剤	0.005	LC-MS 法
6	アシュラム	除草剤	0.9	固相抽出-HPLC 法 固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
7	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006	LC-MS 法
8	アトラジン	除草剤	0.01	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
9	アニロホス	除草剤	0.003	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	LC-MS 法
11	アラクロール	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
12	イソキサチオン 注 2)	殺虫剤	0.005	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
13	イソフェンホス 注 2)	殺菌剤	0.001	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
16	イブフェンカルバゾン	除草剤	0.002	LC-MS 法
17	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
18	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006	固相抽出-HPLC-ポストカラム法 溶媒抽出-HPLC-ポストカラム法 固相抽出-LC-MS 法
19	インダノファン	除草剤	0.009	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
21	エトフェンブロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
22	エンドスルファン(ベンゾエピン) 注 3)	殺虫剤	0.01	固相抽出-GC-MS 法
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	LC-MS 法
24	オキシシン銅(有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
25	オリサストロビン 注 4)	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
27	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
28	カルタップ 注 5)	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.05	LC-MS 法
29	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02	固相抽出-HPLC 法 HPLC-ポストカラム法 固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
30	カルボフラン	代謝物	0.0003	固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法

番号	項目名	用途	目標値(mg/L)	検査方法
31	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
32	キャプタン	殺菌剤	0.3	固相抽出-GC-MS 法
33	クミルロン	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
34	グリホサート 注 6)	除草剤	2	誘導体化-HPLC 法 HPLC-ポストカラム法 誘導体化-固相抽出-LC-MS 法
35	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02	誘導体化-固相抽出-LC-MS 法
36	クロメブロップ	除草剤	0.02	LC-MS 法
37	クロルニトロフェン(CNP) 注 7)	除草剤	0.0001	固相抽出-GC-MS 法
38	クロルピリホス 注 2)	殺虫剤	0.003	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
39	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
40	シアナジン	除草剤	0.001	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
41	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
42	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02	固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
43	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS 法
44	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
45	ジクワット	除草剤	0.01	固相抽出-HPLC 法 固相抽出-LC-MS 法
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
47	ジチオカルバメート系農薬 注 8)	殺虫剤 殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)	HS-GC-MS 法
48	ジチオビル	除草剤	0.009	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006	固相抽出-GC-MS 法
50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
53	シメトリン	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
54	ダイアジノン 注 2)	殺虫剤 殺菌剤	0.003	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
55	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.8	固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及び メチルイソチオシアネート 注 9)	殺菌剤	0.01 (メチルイソチ オシアネートとして)	PT-GC-MS 法
57	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	LC-MS 法
58	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出-LC-MS 法
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
60	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3	固相抽出-HPLC 法 固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
62	テフリトリオン	除草剤	0.002	LC-MS 法
63	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法

番号	項目名	用途	目標値(mg/L)	検査方法
64	トリクロピル	除草剤	0.006	固相抽出-誘導体化-GC-MS 法 固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
65	トリクロロホン(DEP)	殺虫剤	0.005	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
66	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
67	トリフルラリン	除草剤	0.06	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
68	ナプロバミド	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
69	パラコート	除草剤	0.01	固相抽出-LC-MS 法
70	ピペロホス	除草剤	0.0009	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
71	ピラクロニル	除草剤	0.01	LC-MS 法
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	LC-MS 法
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
76	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
77	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
78	フェントロチオン(MEP) 注2)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
79	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
80	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	LC-MS 法
81	フェンチオン(MPP) 注10)	殺虫剤	0.006	固相抽出-GC-MS 法 固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
82	フェントエート(PAP)	殺虫剤 殺菌剤	0.007	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
83	フェントラザミド	除草剤	0.01	LC-MS 法
84	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
85	ブタクロール	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
86	ブタミホス 注2)	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
87	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03	LC-MS 法
89	プレチラクロール	除草剤	0.05	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
90	プロシモドン	殺菌剤	0.09	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
91	プロチオホス 注2)	殺虫剤	0.007	固相抽出-GC-MS 法
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
93	プロピザミド	除草剤	0.05	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
94	プロペナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.03	固相抽出-LC-MS 法
95	プロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
96	ベノミル 注11)	殺菌剤	0.02	固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法

番号	項目名	用途	目標値(mg/L)	検査方法
97	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
98	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09	LC-MS 法
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	LC-MS 法
100	ペンタゾン	除草剤	0.2	固相抽出-誘導体化-GC-MS 法 固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
101	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
102	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
104	ベンフレセート	除草剤	0.07	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
106	マラチオン(マラソン) 注2)	殺虫剤	0.7	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
107	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05	固相抽出-誘導体化-GC-MS 法 固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
108	メソミル	殺虫剤	0.03	HPLC-ポストカラム法 固相抽出-LC-MS 法 LC-MS 法
109	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.2	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
110	メチダチオン(DMTP) 注2)	殺虫剤	0.004	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
111	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
112	メトリブジン	除草剤	0.03	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
113	メフェナセート	除草剤	0.02	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
114	メブロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法
115	モリネート	除草剤	0.005	固相抽出-GC-MS 法 LC-MS 法

注1) 1,3-ジクロロプロペン(D-D)の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェントロチオン(MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン(マラソン)及びメチダチオン(DMTP)の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン(ベンゾエピン)の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である(5Z)-オリサストロビンの濃度も測定し、原体の濃度と(5Z)-オリサストロビンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。なお、チオシクロラム分解物由来のネライストキシンが含まれる可能性がある。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸(AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) クロロニトロフェン(CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注10) フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソン、MPPオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン(MPP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注11) ペノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ペノミルに換算して算出すること。

別表 3 管理有用項目

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

番号	項目名
1	アンモニア態窒素
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)
3	化学的酸素要求量 (COD)
4	紫外線 (UV) 吸光度
5	浮遊物質 (SS)
6	侵食性遊離炭酸
7	全窒素
8	全リン
9	トリハロメタン (THM) 生成能
10	生物
11	クリプトスポリジウム等指標菌 (大腸菌)
12	クリプトスポリジウム等指標菌 (嫌気性芽胞菌)
13	クリプトスポリジウム
14	ジアルジア

別表 4 要検討項目

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

番号	項目名	目標値 (mg/L)
1	銀及びその化合物	－
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	－
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	－
7	17- β -エストラジオール	0.00008 (暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	－
13	2,4-トルエンジアミン	－
14	2,6-トルエンジアミン	－
15	N,N-ジメチルアニリン	－
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L (暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	－
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定値)
20	ビスフェノール A	0.1 (暫定値)
21	ヒドラジン	－
22	1,2-ブタジエン	－
23	1,3-ブタジエン	－
24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
26	ミクロキスチン-LR	0.0008 (暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006 (暫定値) 注 1)
28	ブロモクロロ酢酸	－
29	ブロモジクロロ酢酸	－
30	ジブロモクロロ酢酸	－
31	ブロモ酢酸	－
32	ジブロモ酢酸	－
33	トリブロモ酢酸	－
34	トリクロロアセトニトリル	－
35	ブロモクロロアセトニトリル	－
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	－
38	MX	0.001
39	(削除)	
40	キシレン	0.4
41	過塩素酸	0.025
42	(削除)	
43	(削除)	
44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
45	アニリン	0.02
46	キノリン	0.0001
47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02
48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2
49	要検討 PFAS 注 2)	－

注 1) トリブチルスズオキシドの目標値

注 2) 49 の項の「要検討 PFAS」は、ペルフルオロブタンスルホン酸 (PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、ペルフルオロブタン酸 (PFBA)、ペルフルオロペンタン酸 (PFPeA)、ペルフルオロヘキサ酸 (PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸 (PFHpA)、ペルフルオロノナン酸 (PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸 (HFPO-DA) の 8 物質である。

別表5 水道水源及び年間取水量

(令和6年3月31日現在)

水道事業種別	事業数 (か所)	水源種別の取水量(千m ³ /年)				
		地表水	地下水等	湧水・その他	浄水受水	計
上水道	18	45,270	41,208	7	53,287	139,772
簡易水道	84	1,159	1,900	223	47	3,329
専用水道	100	—	556	—	—	556
計	202	46,429	43,664	230	53,334	143,657

※令和5年度水道統計による

別表6 水道法第20条第3項に定める国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関
(石川県を水質検査を行う区域としている機関)

(令和7年12月31日現在：登録番号順)

登録番号	登録水質検査機関の名称	住所	検査を行う事業所の所在地
14	一般財団法人北陸保健衛生研究所	石川県金沢市太陽が丘三丁目1番2	石川県金沢市太陽が丘三丁目1番2
63	公益社団法人富山県薬剤師会	富山県富山市堀27番地2	富山県富山市堀27番地2
75	株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩五丁目18番6号	青森県弘前市大字末広三丁目1番3、青森県八戸市類家五丁目38の4、秋田県湯沢市佐竹町5番10号、秋田県大館市有浦四丁目5の30、岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目2番17号、宮城県仙台市若林区卸町東四丁目1番7号、山形県山形市西田二丁目2番5号、山形県米沢市窪田町窪田字南江口377番地の10、福島県郡山市喜久田町卸三丁目24番、福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合134番地4、福島県南相馬市原町区錦町一丁目39、福島県いわき市好間工業団地4番地18、茨城県水戸市千波町2049の2、茨城県つくば市上横場445番1号、栃木県宇都宮市平出工業団地44の38、群馬県館林市美園町12番11号、群馬県高崎市高関町431の3、埼玉県さいたま市岩槻区本町一丁目18番地12、千葉県香取市吉原420番地1(採水のみ)、千葉県木更津市新田三丁目4番30号君津木更津医師会館内1F(採水のみ)、千葉県千葉市中央区矢作町384番10号、東京都江戸川区西小岩五丁目18番6号、神奈川県相模原市南区東林間6丁目1の24東林間6丁目S・Aビル1F、新潟県新潟市中央区鳥屋野463番地2、山梨県大月市大月2-5-7梶原事務所(西)、長野県松本市野溝木工一丁目6-60Kビル3階及び静岡県御殿場市新橋1861番地1ニューマリッチ参番館103
78	株式会社環境科学研究所	愛知県名古屋市中区若鶴町152番地	愛知県名古屋市中区若鶴町152番地
96	環境未来株式会社	長野県松本市大字和田4010番地5	東京都小金井市緑町四丁目6番32号、石川県金沢市藤江南一丁目7番地1、山梨県中央市流通団地一丁目6番1号、長野県松本市大字和田4010番地5及び長野県佐久市跡部106番2
97	株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3
110	株式会社総合保健センター	岐阜県可児市川合136番地8	岐阜県可児市川合136番地8及び岐阜県高山市桐生町七丁目41番地
113	環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田41番地10	青森県平川市松崎西田41番地10

登録 番号	登録水質検査機関の名称	住所	検査を行う事業所の所在地
118	夏原工業株式会社	滋賀県彦根市高宮町 2688 番地 1	富山県富山市神通町一丁目 5 番 30 号 及び滋賀県彦根市高宮町 2688 番地 1
162	株式会社北陸環境科学研究所	福井県福井市光陽四丁目 4 番 27 号	福井県福井市光陽四丁目 4 番 27 号
164	環水工房有限公司	福井県福井市下森田桜町 404 番地	福井県福井市下森田桜町 404 番地及び 福井県坂井市丸岡町熊堂三字式木賊 22 番地 8
166	三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社	東京都中央区日本橋本石町一丁目 2 番 2 号	東京都中央区日本橋本石町一丁目 2 番 2 号、東京都東村山市青葉町二丁目 38 番 1、愛知県名古屋市中村区中村町六 丁目 5 番地及び大阪府大阪市中央区瓦 町四丁目 5 番 9 号
182	株式会社安全性研究センター	富山県富山市池多 1831 番地 3	富山県富山市池多 1831 番地 3
184	株式会社ビー・エム・エル	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 21 番 3 号	埼玉県川越市の場 1361 番地 1
189	日本水処理工業株式会社	大阪府大阪市北区菅原町 8 番 14 号	愛知県名古屋市区西区浅間 2 丁目 4 番 25 号、京都府京都市南区上鳥羽苗代町 38、大阪府大阪市北区菅原町 8 番 14 号、兵庫県神戸市兵庫区小河通 1 丁目 1 番 20 号及び兵庫県姫路市東延末 1 丁 目 151 号
192	クリタ分析センター株式会社	茨城県つくば市高野台二丁目 8 番 14 号	茨城県つくば市高野台二丁目 8 番 14 号、神奈川県厚木市森の里若宮 7 番 1 号、愛知県豊田市千足町六丁目 29 番 地 2 号、滋賀県草津市笠山七丁目 4 番 52 号、大阪府高槻市成合中の町 18 番 3 号及び岡山県倉敷市松江二丁目 13 番 40 号
193	福井県環境保全協業組合	福井県福井市角折町第 8 号 3 番地	福井県福井市角折町第 8 号 3 番地
195	ゼオンノース株式会社	富山県高岡市米島 1061 番地 2	富山県高岡市荻布 630 番地
198	株式会社エオネックス	石川県金沢市東蚊爪町一丁目 19 番地 4	石川県金沢市東蚊爪町一丁目 19 番地 4
218	株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南二丁目 9 番 2 号	大阪府富田林市錦織南二丁目 9 番 2 号
224	株式会社総合環境分析	神奈川県横浜市緑区鴨居一丁目 13 番 2 号	群馬県邑楽郡邑楽町中野 127 番地 6、 東京都町田市忠生三丁目 5 番地 4、神 奈川県横浜市緑区鴨居一丁目 13 番 2 号及び山梨県南アルプス市小笠原 6 番 地
229	株式会社日本環境技術センター	愛知県一宮市せんい二丁目 6 番 16 号	愛知県一宮市せんい二丁目 6 番 16 号
265	株式会社エステム	愛知県名古屋市中南区弥次エ町二丁目 19 番地の 1	愛知県名古屋市中南区弥次エ町三丁目 22 番地の 1

※ 国土交通省及び環境省の登録を受けた順（登録番号順）に記載しています。

※ 検査料金等については、各登録検査機関にご確認ください。

※ 登録検査機関は、随時追加・変更されます。最新の情報は、国土交通省ホームページをご確認ください。

別 紙

<様式－１>

飲料水健康危険情報報告書

(第 報)

		報告日時		年 月 日	
				午前・午後 時 分	
報告事項		報告者	所 属		
			職 ・ 氏 名		
			T E L	(内線)	
発生日時		年 月 日 () 時 分頃			
発生場所					
健康危険情報概要・対応状況等					
		受信者 (環境政策課)			